

陳 情 文 書 表

(教育委員会)

受 理 番 号	1 3 5 7	受 理 年 月 日	令 和 5 年 12 月 25 日
件 名	塔南高校第二グラウンド跡地の活用		
要 旨	<p>南区において使用できるグラウンドでナイター設備や駐車場が整ったグラウンドは数少なく、現在も市内では吉祥院運動公園、久我橋東詰公園球技場、下鳥羽公園球技場、伏見桃山城運動公園グラウンド、宝が池公園球技場の五つしかなく、そのグラウンドも特に土日はラグビー協会やサッカー協会に優先的に押さえられており、一般でグラウンドを取ることが困難となっている。</p> <p>協会が使用しない時間を南区にある吉祥院運動公園ではラグビーとサッカーで分け合い、違う団体と併用しながら使用している。</p> <p>塔南高校跡地の第二グラウンドを一般開放することで南区のグラウンド問題が解決することではないが、間違いなくスポーツによる地域の活性化につながるものになる。</p> <p>京都全体のスポーツの発展とスポーツによる地域発展のためにも第二グラウンドの開放は重要な問題である。</p> <p>新しく公園の候補を挙げるのではなく、現在使用可能で南区にあるグラウンドを有効活用するとともに、今後の京都の財政難解消、空き地の有効活用など今後の発展につながる政策を求める。</p> <p>ついては、塔南高校跡地を有効活用することを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文教はぐくみ委員会		